

岩手県教育委員会教育長告示第2号

口頭により開示請求をすることができる個人情報(平成13年岩手県教育委員会教育長告示第3号)の一部を次のように改正する。

平成19年12月14日

岩手県教育委員会

教育長 相澤 徹

改正前				改正後			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の種類	開示する内容			事務の種類	開示する内容		
[略]				[略]			
県立盲学校、 <u>聾</u> 学校及び養 護学校高等部 及び専攻科入 学者選考学力 検査等	[略]	[略]	受検した県 立盲学校、 <u>聾</u> 学校及び 養護学校	県立特別支援 学校高等部及 び専攻科入学 者選考学力検 査等	[略]	[略]	受検した県 立特別支援 学校
備考 改正部分は、下線の部分である。							